

平成 20 年 11 月 19 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社 B B H (URL http://www.bbank.co.jp) 代表者名 代表取締役社長 田原 弘之 (JASDAQコード番号:3719) 問合せ先 管理本部長 齊藤 茂行 電話番号:03-3544-6631

(訂正)「当社持分法適用関連会社である株式会社中野サンプラザにおける会社分割および解散に関するお知らせ」の一部訂正について

平成20年11月19日(本日)発表いたしました「当社持分法適用関連会社である株式会社中野サンプラザにおける会社分割および解散に関するお知らせ」に一部誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には波線を付しております。

記

## 1頁「会社新設分割に至った経緯」 【訂正前】

## 1. 会社新設分割に至った経緯

当社は平成 16 年よりコーポレートアドバイザリーの一環として、株式会社中野サンプラザへ出資を行ってまいりましたが、民間の支援による再建の目処がついたことと、当社が経営資源をコンサルティング事業等に集中させる目的で、施設運営事業から撤退することとしました。

そのような状況から、平成 20 年 10 月 27 日開示の「当社持分法適用関連会社である株式会社中野サンプラザによる同社関係会社株式の譲渡についてのお知らせ」に記載の通り、株式会社中野サンプラザは同社の関係会社であり、複合商業施設「中野サンプラザ」を不動産として所有する株式会社まちづくり中野 2 1 の株式を中野区に譲渡し、それに引き続き今般、株式会社中野サンプラザは新設分割の方法によって設立する新設会社へ、複合商業施設「中野サンプラザ」の運営事業ならびに全資産を承継することとなりました。株式会社中野サンプラザは、当社以外にも多数の株主がいる事から、調整等で時間を要することが想定されたこともあり、直接中野区に譲渡するのが難しいと判断しました。そのため、現在の株式会社中野サンプラザは、会社分割により新設会社を作り、同社に事業を承継させた上で、会社分割の効力発生日をもって、新設会社の全株式を中野区が議決権株式 100%を保有す

る株式会社まちづくり中野 21 に売却することとします。これにより、株式会社中野サンプラザの施設 運営事業が円滑に移管できるものと考えております。なお、現在の株式会社中野サンプラザについては、会社分割効力発生日をもって、同社株式を新設会社に譲渡し、その後解散する予定です。これによって、当社は完全に施設運営事業から撤退することとなります。(当スキームについては別紙をご参照ください。)

## 【訂正後】

## 1. 会社新設分割に至った経緯

当社は平成16年よりコーポレートアドバイザリーの一環として、株式会社中野サンプラザへ出資を行ってまいりましたが、民間の支援による再建の目処がついたことと、当社が経営資源をコンサルティング事業等に集中させる目的で、施設運営事業から撤退することとしました。

そのような状況から、平成20年10月27日開示の「当社持分法適用関連会社である株式会社中野サンプラザによる同社関係会社株式の譲渡についてのお知らせ」に記載の通り、株式会社中野サンプラザは同社の関係会社であり、複合商業施設「中野サンプラザ」を不動産として所有する株式会社まちづくり中野21の株式を中野区に譲渡し、それに引き続き今般、株式会社中野サンプラザは新設分割の方法によって設立する新設会社へ、複合商業施設「中野サンプラザ」の運営事業ならびに全資産を承継することとなりました。株式会社中野サンプラザは、当社以外にも多数の株主がいる事から、調整等で時間を要することが想定されたこともあり、直接中野区に譲渡するのが難しいと判断しました。そのため、現在の株式会社中野サンプラザは、会社分割により新設会社を作り、同社に事業を承継させた上で、会社分割の効力発生日をもって、新設会社の全株式を中野区が議決権株式100%を保有する株式会社まちづくり中野21に売却することとします。これにより、株式会社中野サンプラザの施設運営事業が円滑に移管できるものと考えております。なお、現在の株式会社中野サンプラザの施設運営事業が円滑に移管できるものと考えております。なお、現在の株式会社中野サンプラザについては、会社分割効力発生日をもって、株式会社中野サンプラザの事業については、新設会社に承継することとします。これによって、当社は完全に施設運営事業から撤退することとなります。(当スキームについては別紙をご参照ください。)

以上